

要 請 書

令和7（2025）年5月23日

防衛省南関東防衛局 御中
在日米海軍司令部 御中

被害者4名代理人 弁護士 中 村 晋 輔



〒231-0021

横浜市中区日本大通17番地 JPR横浜日本大通ビル8階

横浜合同法律事務所 電話045-651-2431

FAX045-641-1916

同 弁護士 呉 東 正 彦



〒238-0008

横須賀市大滝町1-26 清水ビル3階

横須賀市民法律事務所 電話046-827-2713

FAX046-827-2731

<令和4(2022)年7月9日に逗子市で発生した連続傷害事件の見舞金請求の件>

横浜地方裁判所は、令和7年4月25日、被告クリーガー・ダニエルが原告（被害者）4名に対し損害賠償金合計1646万7953円及び令和4年7月9日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金を支払うようを命じる判決をしました（判決書正本写し）。

上記横浜地裁判決は、令和7年5月15日、確定しました（確定証明書写し）。

被告クリーガー・ダニエルは、横浜地方裁判所の判決言渡日の前にすでに日本から出国していたとのことであり、被害者4名は、被告クリーガー・ダニエルから支払いを受けておりません。

米国政府におかれては、日米地位協定18条6項の見舞金として、横浜地方裁判所が判決の主文において支払いを命じた上記金額（支払日までの遅延損害金を含む）を、被害者4名に対し、速やかに支給するよう求めます。

日本政府におかれては、米国政府の支給する見舞金上記金額に満たない場合には、SACO見舞金として、上記金額（支払日までの遅延損害金を含む）を、被害者4名に対し、速やかに支給するよう求めます。

この点、逗子市が、令和7年4月28日には日米両政府に対し、同年5月21日には米軍に対し「早期に必要な被害者救済措置に取り組むこと」を口頭要請しています（添付資料・逗子市ホームページ「逗子市内における米軍人が関与した傷害事件について」）。早期のご対応をお願いいたします。

以 上